

平成27年4月20日

## 第34回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第34回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成27年4月20日(月) 午後3時30分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 1 議事日程

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて
- 報告第3号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の取下げについて
- 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定  
について (所有権移転分)  
(利用権設定分)
- 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可諮問決定について
- 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可諮問決定について
- 議案第5号 農地利用変更届について
- 議案第6号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	16 番 委員
17 番 委員	18 番 委員	19 番 委員
20 番 委員	22 番 委員	23 番 委員
24 番 委員	25 番 委員	26 番 委員
27 番 委員	28 番 委員	29 番 委員
30 番 委員	31 番 委員	32 番 委員

1 欠席委員

なし

1 活動休止委員

15 番 委員                      21 番 委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長  
農地係長  
主幹兼振興係長  
農地係主査  
農地係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

1 開会      午後3時30分

事務局	<p>全員ご起立願います。          一同礼。          指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。          (唱和)          ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第34回指宿市農業委員会を開会いたします。          本日の議事録署名委員に「8番委員」と「9番委員」を指名いたします。          早速議題に入ります。          「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。          事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明申し上げます。          議案書の1ページから3ページになります。          (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)          以下については、お目通しください。報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。          次に、「報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。          事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについてご説明いたします。          議案書の4ページをお開きください。          (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)          取下げの理由は、申出者の都合によるものでございます。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。          次に、「報告第3号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いの取下げについて」を議題といたします。          事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	報告第3号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の取り下げについ

て報告いたします。

議案書の、5ページになります。

これについては、第33回指宿市農業委員会議案第5号で承認を受けていた案件であります。その後、債権者が競売を取り下げたことに伴い、買受適格証明が、不要となったことから、取り下げを行ったものです。

以上、報告を終わります。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

6ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案10件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から10については、お目通しください。

今回の所有権移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分でございます。

議案書の10ページから21ページになります。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案38件です。内訳は、新規の利用権設定が26件、再設定が12件、合計の面積は79,998㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

24番委員 はい、議長。

議長 はい、24番委員。

24番委員 今、経営基盤強化促進法に入っていますけれども、それ以前に、先ほどの所有権移転の分に関しまして、番号10で、6番委員に関するものがあつたんですけれども、これについてはどうなんですかね。

議長 これは、大変失礼いたしました。

経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち、所有権移転分の9番までは、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の9番までは、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは、10番に移ります。6番委員の退席を求めます。

(6番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分の10番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席を確認する。)

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、23番委員の退席を求めます。

委員  
議長

(23番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(23番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から5番について、ご審議願います。

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

2番から4番については、5番 委員をお願いします。

5番委員

はい。

番号2番から4番につきましては、私と29番委員とで4月7日に調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請地を取得した後は、オクラ30a、花卉30aの栽培を計画しており、目標年間販売高300万円を目指しています。

農機具等については、親から借り受ける予定で、労力については、妻と一緒に経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

5番については、3番 委員をお願いします。

3番委員

はい。

番号5番につきましては、私と13番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、これまでも、自作地にて農業を行ってきました。今回、規模拡大をしたいということで、新たに利用権の設定をします。

申請地を取得した後は、そら豆100a、カボチャ80a、枝豆

45aと併せて、肥育牛60頭を飼育しており、目標年間販売高5,000万円を目指しています。農機具等については、本人が所有し、労力については、妻と一緒に経営していますが、農繁期には両親やパートを雇用していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照してください。

議長 ただいまの、説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の2番から5番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から38番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

30番委員 はい、議長。

議長 はい、30番委員。

30番委員 番号の32番と33番は、重複しているんじゃないですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 すみません。重複していました。

議長 では、33番を削除するというので、以下番号は、1つずつ繰上げということで、ご了承願います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 すみません。それとですね、また総合面積が変わってくると思いますので、すみませんが、そこは、帰ってから記入をしていただければと思います。

これを、引いたのが、総合面積になります。よろしく願います。

議長 そういう形で、ご了承願います。

12番委員 はい、議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 この6番の伊集院町の方が利用権設定で、面積は、5,700㎡くらい作っているんですけども、こっちの方でもう経営をしているんですか。

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	この、〇〇農園については、うちの農業委員会の方にも、農業生産法人の申請がございまして、確か前回、〇〇の方の説明によると、新西方に事務所を構えて、支店を作っているということでございましたので、報告いたします。
12番委員	はい、議長。
議長	はい、12番委員。
12番委員	指宿での面積は、370㎡なんですか。
議長	5,708㎡です。
12番委員	指宿でこれだけ、作っているということですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	はい、そうでございます。 ちなみに、アボガドを作っています。
議長	ほかにございませんか。
11番委員	はい、いいですか。
議長	はい、11番委員。
11番委員	15番なんですが、借人の経営面積が0㎡となっているんですけども。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	この方については、最初設定を結んで、10年間に切れまして、今回再設定をするということで、ここの申請地の面積が経営面積になります。
議長	よろしいでしょうか。
11番委員	はい。
議長	ご意見等ございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の6番から38番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から38番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の

3番委員  
議長  
小委員長

報告を求めます。

はい、議長。

はい、3番委員。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

3月10日の転用調査時に、3番、19番、31番の委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から8番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から5番は売買、6番から8番は贈与による申請でございます。

6番及び7番の贈与は子への贈与で、8番は甥への贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから36ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

23番委員  
議長

いいですか。

はい、23番委員。

23番委員

今の説明の中に、3月10日という説明がありましたが、4月の10日ではないですか。

議長

おっしゃるとおりです。

小委員長

すみませんでした。

6番委員

はい、議長。

議長

はい、6番委員。

6番委員

5番のですね、〇〇さんと〇〇さんですよ、経営規模の拡大と書いてあるんですけど、あまり農業はされないみたいなんですけど。

それと、もう一つ、7番に同じ〇〇さんが出てきますよね、5番では団体職員兼農業となっているんですけども、下の方は、農業だけなんですけど、ここは何か意味があるんですか。

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	すみません。ここは、団体職員兼農業でございます。すみません。
議長	7番の方も、職業の方は団体職員兼農業というふうに、書き替えていただきたいと思います。
	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を、議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。
3番委員	はい、議長。
議長	はい、3番委員。
小委員長	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について
	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。
	番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、共同住宅及び駐車場です。
	農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。
	資料の37ページをお開きください。
	申請地は、北指宿中学校から南東へ354m行った所の農地で、東と南は道路、西は宅地、北は畑に接しています。
	土地の形状については現状とし、土留工事をする予定です。
	北側の農地に与える影響についても、緩衝地を設けることから、問題はないものと思われま。また、一般基準上の問題も特に認められないことから、転用はやむを得ないものと判断いたします。
	次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、鉱泉地です。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当いたします。

なお、農振法では用途区分変更を必要としますが、おおむね90㎡未満であることから、今回の申請においては、農振法の手続き不要との回答を県から得ていますので、転用の手続きのみになります。

資料の38ページをお開きください。

申請地は2箇所、まず、1969番は山川中学校から南西へ1,020m行った所の農地で、2,524㎡のうち100㎡の転用申請です。

東、西及び南は畑、北は水路に接しています。

もう一つの2220番3の土地は、同じく山川中学校から南西へ930m行ったところの農地で、東と北は畑、西は道路、南は水路です。

いずれの土地も、形状については現状で、土留工事をする予定です。

周囲の農地に与える影響も軽微であることから、問題はないものと思われまます。また、一般基準上の問題も特に認められないことから、転用はやむを得ないものと判断いたします。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の39ページをお開きください。

申請地は、玉利公民館から南西へ276m行った所の農地で、東と北は道路、西は宅地、南は畑に接しています。

土地の形状については、現状で、ブロック積みも済んでいます。

南側に農地がありますが、緩衝地を設けることから、問題はないものと思われまます。

また、一般基準上の問題も特に認められないことから、転用はやむを得ないものと判断いたします。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

12番委員

はい、議長。

議長

はい、12番委員。

12番委員

教えていただきたいのですけれども、2番の鉱泉地なんですけど、

1969番と2220番の3ですが、距離的な問題は何もないんですか。  
 温泉を掘るのに、何メートル以内はだめとか、問題は生じないのですか。

事務局 はい、議長。  
 議長 はい、事務局。

事務局 これは、温泉法に基づいて、観光課の方でも申請の手続きをやっておりますので、距離については、問題はないと思います。

12番委員 これは、元、あった所に掘り直しとかですか。  
 事務局 はい、そうです。  
 登記面積が2,524㎡に対して、100㎡で、合計面積が2,624㎡と出ていると思いますが、これは、システム上こうなっていて、履歴としては、2,524㎡のうちの100㎡が転用ですよということで、出ますので、問題はないと思います。

12番委員 はい、議長。  
 議長 はい、12番委員。

12番委員 元々あった所に、掘り直しということでもあったのだけど、元々の分は、転用をしてなかったという捉え方になるんですか。

事務局 はい、議長。  
 議長 はい、事務局。  
 事務局 はい、そういうことになります。  
 議長 ほかにございませんか。

32番委員 はい、議長。  
 議長 はい、32番委員。

32番委員 1番なんですけど、地番でいくと、ここは1枚の畑だと思うのですが、この内の半分の505㎡という意味でしょうか、北側は畑で、そこにブロックを積むという、1枚の畑の半分の利用で、北側の利用方法は何か確認が取れていますか。

議長 暫時休憩といたします。  
 (休憩)  
 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

事務局 はい、議長。  
 議長 はい、事務局。  
 事務局 ここは、1筆じゃなくて2筆ありまして、北側の方に畑が残ります。その、南側の方が申請地ということになります。

12番委員 分かりました。  
 議長 ほかにございませんか。  
 委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

3番委員 はい、議長。

議長 はい、3番委員。

小委員長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、資材置場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の40ページをお開きください。

申請地は、西指宿中学校から南へ95m行った所の農地で、東は資材置場、西は畑、南は通路、北は市道に接しています。

申請人は、現在、隣接地を資材置場で使用していますが、申請地を購入して資材置場として利用しようとするものです。

土地の形状については現状で、土留め等を行い、土砂や雨水等が流出しないように施工することから、西側の農地への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の41ページをお開きください。

申請地は、小牧宮農研修センターから東へ194m行った所の農地で、東は宅地、西、北は市道、南は畑に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。

緩衝地を設け建築することから、南側の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、資材置場、駐車場及び通路です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたしません。

資料の42ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校から西へ157m行った所の農地で、東は宅地、西と南は水路、北は畑に接しています。

土地の形状については、現状で、土留工事を行い周辺の土地への土砂、雨水の流出のないよう施工するため営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、建売住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の43ページをお開きください。

申請地は、宮自治公民館から北西へ410m行った所の農地で、東と北は市道、西は畑、南は宅地と市道に接しています。

土地の形状については、現状で、周囲をブロック積み又はフェンスを設置する予定です。平屋建てのため、西側の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の44ページをお開きください。

申請地は、田之畑営農研修センターから東へ307m行った所の農地で、東は宅地、西は畑、南は5条許可地、北は市道に接しています。

土地の形状については、盛土を1mし、境界ブロックについては設置予定です。

現在の駐車場が手狭になったことから、2月に隣接地を申請し、3月に許可を受けたところですが、今回北側の市道に接する土地も購入し一体として

駐車場として利用するとのことです。

西側に畑がありますが、土砂や雨水の流出がないように施工することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農機具倉庫です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の45ページをお開きください。

申請地は、道上公民館から南へ67m行った所の農地で、東、西、北は宅地、南は市道に接しています。

周囲に農地もないことから営農への影響はないものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の46ページをお開きください。

申請地は、田之畑営農研修センターから南東へ246m行った所の農地で、東は宅地、西は道路、南は畑、北は市道に接しています。

土地の形状については、現状で、ブロック積みを行う予定です。

申請人は、現在、実家住まいですが、結婚を機に申請地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。

隣接する農地には緩衝地を設け、支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、資材置場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の47ページをお開きください。

申請地は、市役所から南東へ1,090m行った所の農地で、東、南、北は宅地、西は道路に接しています。

土地の形状については現状で、土留め工事をし、周囲はフェンスまたは有刺鉄線囲む予定です。現在申請地にはビニールハウスが建っていますが、そ

れらはそのまま利用し、ホテルに飾る観葉植物の保管並びに造園部の資材置場として利用する予定です。周囲の宅地と一体利用し、総面積はおよそ2,330㎡になる予定です。

周囲に農地もないことから営農への影響はないものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の48ページをお開きください。

申請地は、市役所から南東へ1,020m行った所の農地で、東、西、南は市道、北は畑及び5条許可地に接しています。

土地の形状については現状で、周囲はブロック積みまたはフェンスで囲む予定です。現在住んでいる家を旅館に改築するため、申請地を購入し、新たに住宅を建築するとのことです。

住宅は平屋建てにし、北側の農地にも影響のないよう配慮することから影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

30番委員

はい、議長。

議長

はい、30番委員。

30番委員

3番の転用面積と建築延面積の違いについて、お聞きしたいですが。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

これはですね、登記面積は906㎡なんですけれども、実測値でいったら906.70㎡になるとのことでした。以上です。

議長

ほかにごございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、「議案第5号 農地利用変更届について」を議題といたします。</p> <p>これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。</p>
3番委員	はい、議長。
議長	はい、3番委員。
小委員長	<p>議案第5号 農地利用変更届について</p> <p>これにつきましても同メンバーで調査にあたりましたので、その報告をいたします。</p> <p>申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の49ページをお開きください。</p> <p>申請地は、山川中学校から南東へ1,230m程行った農用地区域内の農地で、東、西、南は畑、北は道路に接しています。</p> <p>隣接する農地と高さを同じにするため、平均60cm削土して、2段の畑を同じ高さにするものです。</p> <p>隣接する土地との境界は、土羽勾配45度の土留工事を施工するとのこと</p> <p>です。</p> <p>周囲の雨水等の流れを遮断することは無く、周辺農地への影響は特に認められないと判断いたします。</p> <p>以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。</p> <p>それでは、議案第5号について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見等はございませんか。</p>
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。

議案第6号 農用地あっせん申し出のうち売渡、貸付をご説明いたします。  
今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は17件です。

30ページをお開きください。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

見取り図及び地籍図につきましては、資料の50ページ、51ページになります。

番号2から17につきましては、お目通しください。

なお、見取り図及び地籍図につきましては、資料の52ページから93ページとなりますので、ご参照ください。

ここで、農用地あっせん申し出のうち売渡の訂正を申し上げます。

皆様のお手元に、議案第6号 農用地あっせん申し出「売渡」(訂正分)とタイトルが書いてあるものをお配りしてございますが、訂正の内容は、今回、開聞地域の売渡あっせん申出地の中に、基盤整備された田んぼが6筆含まれておりますが、この分に係る訂正となります。

1点目は、議案6号9番、議案書の31ページ下2行ですね、開聞十町字弓場下161番1と162番1の2筆は、基盤整備により合筆され、現在、仮換地番号が開聞十町宮田工区40-2となっております。

お手元のA4、横長を見ていただければ、左の農地の所在が、右の方に仮換地番号が一つにまとめられましたよということで、この分がまず1点目でございます。

なお基盤整備後の本地面積は、今回の売渡あっせん申出の対象外となっている、161番2を含んだ面積となっておりますので、基盤整備前の478㎡が、655㎡と増えたようになっておりますが、これは、161番2を含んだうえでの655㎡なので、実質はその分を足して基盤整備前と基盤整備後を比較すれば、当然、減歩となります。また、見取り図、地籍図につきましては、訂正分の2枚目からの図面が宮田工区の40-2の見取り図、裏手が仮換地図で40-2の配置となっております。

2点目でございますが、議案第6号9番、議案書の32ページ一番下の行から33ページ上から3行までの4筆でございますが、開聞十町字長割3487番と、開聞十町字宇都3556番2並びに3556番3と開聞十町字竹山下3581番4でございますが、この4つが基盤整備により合筆され、現在、仮換地番号が開聞十町馬水田工区12-2となっております。

なお、基盤整備後の本地面積は1,319㎡が1,152㎡となっております。また、見取り図、地籍図につきましては、訂正分の最後のページが見取り図、裏面が仮換地図の配置図となっております。

以上が、議案第6号 農用地あっせん申し出についての訂正でございます。

次に農用地あっせん申し出のうち、買受をご説明いたします。  
36ページをお開きください。件数は1件です。  
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)  
皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。  
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 売渡、貸付の  
番号1は 1番と14番委員。 番号2は11番と29番委員。  
番号3は 7番と 4番委員。 番号4は16番と18番委員。  
番号5は16番と18番委員。 番号6は16番と18番委員。  
番号7は10番と 3番委員。 番号8は17番と10番委員。  
番号9は2番と6番と22番委員。  
番号10は22番と 6番委員。 番号11は24番と30番委員。  
番号12は19番と27番委員。 番号13は 2番と19番委員。  
番号14は20番と31番委員。 番号15は28番と17番委員。  
番号16は22番と 6番委員。 番号17は 6番と30番委員。  
買受の、  
番号1は 5番と 3番委員。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。ご意見等はございませんでしょうか。

3番委員 はい、議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 買受のところなのですが、場所はどの辺を希望なのか教えてください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 買受の申請地というのは、山川福元瀬戸口というところに、5反位の買受もしくは借地ということで、申し出をされております。以上です。

5番委員 はい、議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 今日あっせん委員が決まるんですけど、以前農家から、山川水産加工の冷凍庫辺りに、自分で30a、40a持っています。その周辺を買いたいとい

う相談があったものですから、あっせん願いを出してくださいという指導を  
 しましたので、冷蔵庫の隣りです。

議長 委員は、5番委員が主で、3番委員という形です。

19番委員 はい、議長。

議長 はい、19番委員。

19番委員 12番ですけど、隣接地を持っているものですから、主を変えてもらえば、  
 同じ所を持っているので。

議長 12番は、17番委員と27番委員ということで、主を17番委員でよろ  
 しいですか。

17番委員 はい。

議長 ほかにご意見等ございませんか。

3番委員 はい、議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 先ほどの、〇〇さんの件なんですけど、希望価格はだいたい、いくら位をと  
 いうのが分かれば。価格の開きがあることがあるので。

議長 そこらは、あっせんをする中において、話を詰めていただければと思いま  
 す。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 あっせん申出書の内訳からいきますと、希望価格は、1畝、10万円とい  
 う記載があります。

5番委員 希望価格を書くようになっていきますか。

10番委員 はい、議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 あっせん申し出の7番ですけど、私のところが耕作しているんです。  
 以前からあっせんの売買は、耕作している人に、一番に話を持っていくと  
 なっていますよね、委員さんは2人挙がっているんで、それは関係なく、自  
 分が買いたい時は、相手の人が書類等は作るようにと言われたのですが、  
 19番委員さんは、除いてくださいと言われましたよね、以前とはまた違っ  
 たんですかね。

4番委員 はい、議長。

議長 はい、4番委員。

4番委員 あっせん委員を決める時には、買う可能性がある人が入ったらだめですよ。  
 あっせん委員になったら、親族へのあっせんもあまり良くないと思います。

議長 受付の段階では、そういう人が買うとは分からない訳ですからね。  
 申し出がありましたので、10番委員さんのここは、もちろん3番委員さ

んはしてもらいますけど。

番号7番は, 17番さんと3番委員さんで。主はどちらで。

17番委員  
議長 私でいいです。  
では, 7番は, 10番を消して, 17番さんと3番という形をお願いします。

2番委員  
議長 はい, 議長。  
はい, 2番委員。

2番委員  
議長 9番ですが, できれば私も変えてください。耕作中があるものですから。  
9番は, 2番を消して, 30番, 6番, 22番という形をお願いします。  
ほかにございませんか。

委員  
議長 「なし」の声あり。  
それぞれ各委員よろしいでしょうか。  
(各委員了解あり)

委員  
議長 それでは, 議案第6号は, 原案のとおり承認することとし, あっせん委員  
は事務局案のとおり決定いたします。  
本日の議題は, これで全て終了いたしました。ほかにございませんか。

委員  
議長 「なし」の声あり。  
ほかになれば, その他に入ります。  
その他について, 事務局の説明を求めます。

事務局  
議長 はい, 議長。  
はい, 事務局。

事務局  
議長 その他(議案37ページを参照して説明)

議長 1. 4月の行事報告  
2. 5月の行事予定  
3. その他  
4月3日の全国農業新聞で農業委員法, 農地法の改正案の要綱が決まったと載っております。その後〇〇先生とお会いする機会がありまして, 今, 法案が国会に出されております。5月連休明け早急にですね, 法案審議に入りたいという〇〇先生の話でした。政令等がだんだん決まっていく訳ですが, そちらがまだ分かっていない状態ですので, 全国農業新聞に書いてあるとおりの方向です。ただ, 選任委員の推薦の欄で, 今までは推薦枠はということで, 話がそういう形で進んでいたけれども, 農業関係の団体が推薦するものはということで, 入ってきそうな感じですね。  
例えばJAからの推薦は, 認めるという訳ではないけれども, それを優先するという形もありそうな感じになっておりますが, 今度の13日に, 東京で会がありまして, どういう形で細かなのが出てくるか分かりませんが, そ

委員  
議長

の時は、また皆さん方にご報告申し上げます。

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第34回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後 4時50分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員 8番委員

議事録署名委員 9番委員





